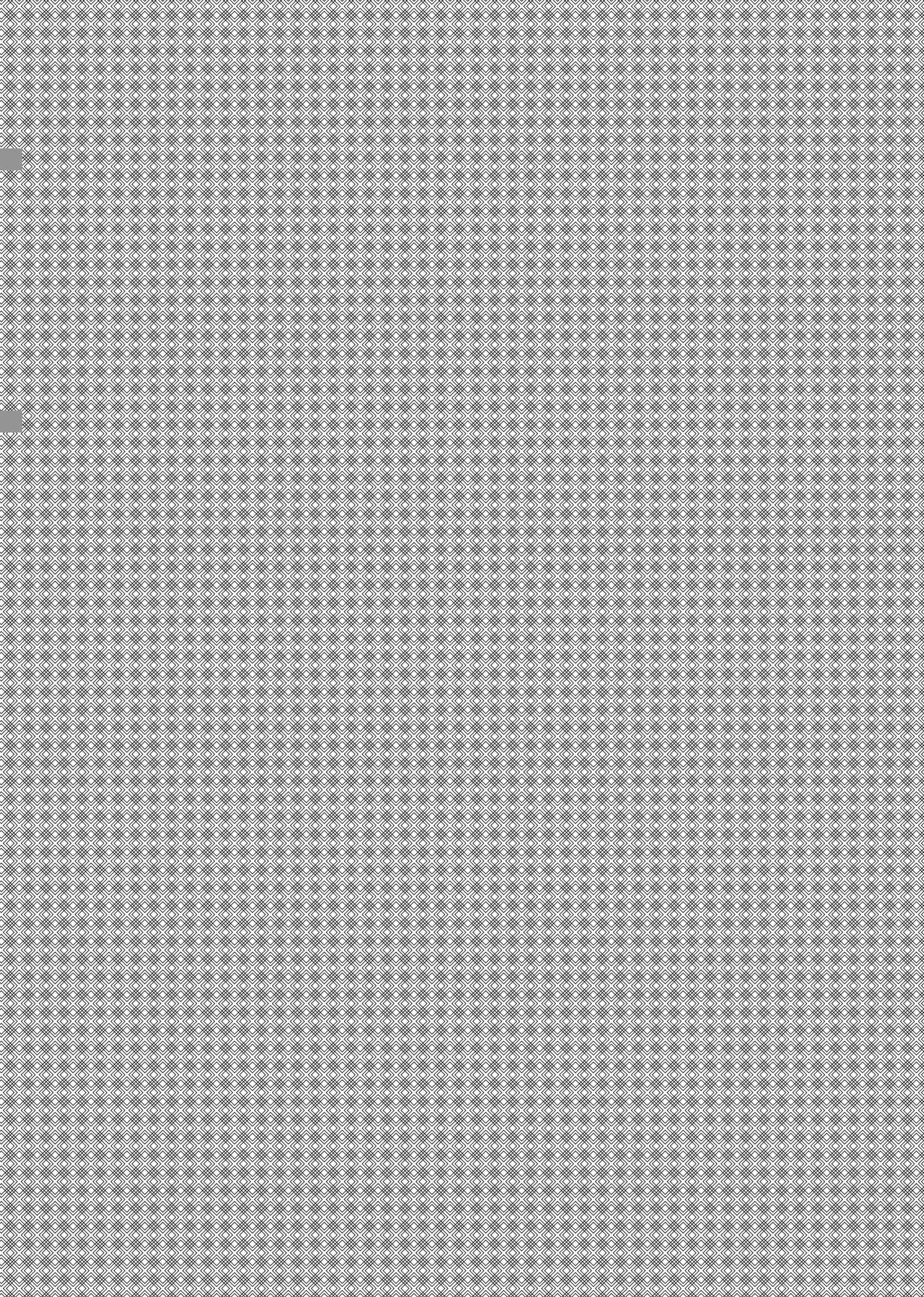


Z—75—E

相続税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること（途中退室）は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ（ボールペンを含む。以下同じ。）を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙（第一問用及び第二問用）に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和7年4月4日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「E 1～E 13」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点 —

次の〔設例〕に基づき、以下の〔問〕に答えなさい。

〔設例〕

被相続人甲は、令和7年5月2日に死亡した。相続人は、配偶者A、子B及び子Cの3人であり、相続人は全員同日中にその事実を知った。被相続人甲の財産は、被相続人甲、配偶者A及び子Bの居住の用に供されていた家屋(相続開始時の時価1億円。床面積200m²)及びその敷地(相続開始時の時価3億円。地積300m²)並びに更地(相続開始時の時価2億円。地積200m²)であった。なお、相続税の申告期限までに遺産分割の協議が成立する見込みはない。

また、相続開始直前において、配偶者A及び子Bは、被相続人甲と生計を一にしており、引き続き当該家屋を居住の用に供する予定である。相続人のいずれの者も、日本国籍を有しており、日本国外に住所を有していたことはなく、相続開始後に上記の財産を売却する予定もない。

〔問〕

(1) 相続により取得した財産が相続人間で分割されていない場合の相続税の申告手続の概要と、その趣旨について説明しなさい。

(2) 上記(1)の申告手続の後に遺産分割が行われ、配偶者Aが配偶者居住権(相続開始時の時価5,000万円)及びその敷地利用権(相続開始時の時価1億円)を、子Bが家屋及びその敷地を、子Cが更地を取得した。

この場合における、配偶者A、子B及び子Cのそれぞれの相続税の申告手続について、関連する相続税法の条文に触れつつ説明しなさい。なお、相続税の課税価格の計算の特例及び税額控除を考慮する必要はない。

(3) 上記(2)の場合において、相続人が小規模宅地等の特例(租税特別措置法第69条の4)の適用を受けるときの、次に掲げる事項について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

① 配偶者A、子B及び子Cの取得したそれぞれの財産が当該特例における特例対象宅地等に該当するかどうかについて

② 当該特例の適用の対象となる上記①の財産の面積について

(4) 上記(2)の遺産分割後に、配偶者Aと子Bの合意により、配偶者居住権の存続期間満了前に、配偶者Aの取得した配偶者居住権が消滅した場合の贈与税の課税上の取扱いについて、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

問 1 (30 点)

被相続人甲の相続人及び受遺者(以下「相続人等」という。)の納付すべき相続税額を、次の【資料 1】～【資料 3】に基づき、答案用紙の「1 各相続人等の相続税の課税価格の計算」及び「2 納付すべき相続税額の計算」の指示に従って、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、解答は、次の(1)～(7)に掲げる指示に従って行うこと。

(1) 財産の評価に当たり適用する財産評価関係通達については、令和 7 年 4 月 4 日現在のもの(令和 7 年 4 月 5 日以降に改正があった場合には、改正前のもの)とする。

(2) 課税価格の計算のうち、小規模宅地等の特例については、答案用紙の「1 (2) 小規模宅地等の特例の計算」欄に記入することとし、小規模宅地等の課税価格の合計額が最も少なくなる方法を選択するものとする。

なお、その特例の適用を受ける財産については、答案用紙の「1 (1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算」の「課税価格に算入される金額」欄には、その特例の適用を受ける前の評価額を記入するものとする。

(3) 取引相場のない株式の評価上、類似業種比準方式により計算する場合の要素別比準割合及び比準割合は、それぞれ小数点以下 2 位未満を切り捨てて計算し、1 株当たりの比準価額を計算する場合は 1 円未満を切り捨てて計算するものとする。

また、純資産価額方式により計算する場合の資産及び負債の金額は、千円未満を切り捨てて計算し、評価差額に対する法人税額等に相当する金額を計算する場合の率は 37 % とし、当該計算した金額は千円未満を切り捨て、1 株当たりの純資産価額は 1 円未満を切り捨てるものとする。なお、計算した 1 株当たりの株式の評価額は、1 円未満を切り捨てて計算するものとする。

(4) 相続税の納税猶予の特例の適用を考慮する必要はない。

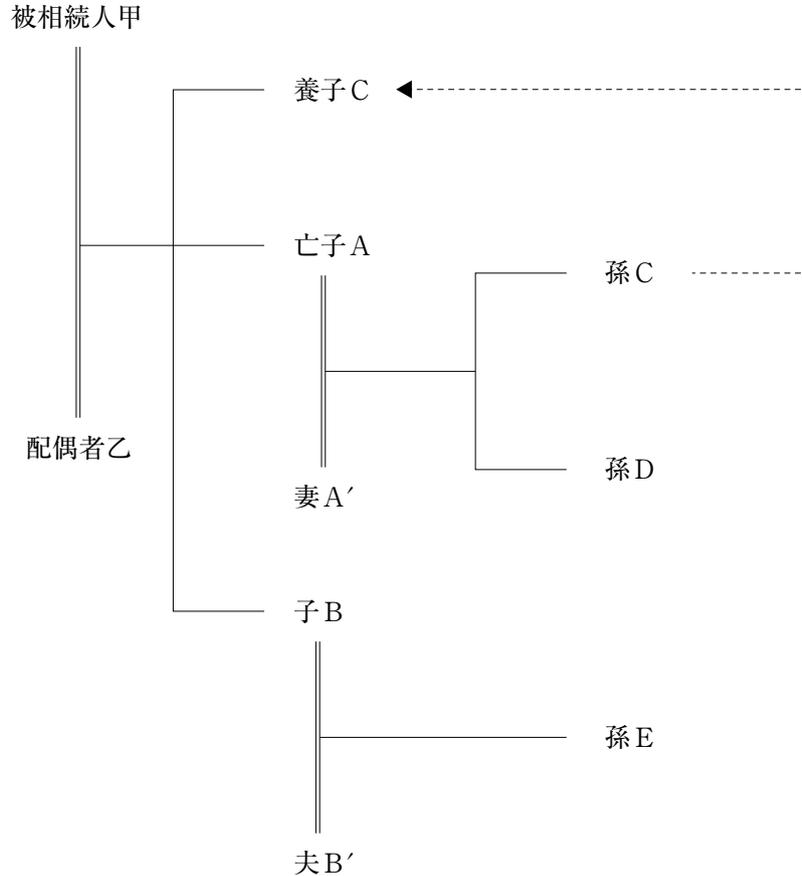
(5) 各相続人等の課税価格に算入される金額の計算に当たって 2 以上の計算方法がある場合には、特に指示されている事項を除き、各相続人等の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとする。

(6) 各相続人等の算出相続税額の計算に当たってのあん分割合は、端数処理の調整を行わずに計算するものとする。

(7) 答案用紙の()の欄には必要に応じて財産の種類等を記入した上で解答すること。

【資料1】

- 1 被相続人甲は、令和7年(2025年)7月5日に自宅で死亡し、相続人等は全員同日中にその事実を知った。
- 2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



- (注1) 被相続人甲(昭和25年(1950年)生まれ)は、相続開始時において、日本国籍を有しており、日本国内に住所を有していた。また、生前において日本国外に住所を有していたことはない。
- (注2) 亡子Aは、平成30年(2018年)に死亡しているが、亡子Aの死亡についての相続税の課税関係は生じていない。
- (注3) 子B、夫B'及び孫Eは、相続開始時において、米国に住所を有しており、相続開始前10年以内に日本国内に住所を有していたことはない。また、孫Eは7歳(平成30年(2018年)5月10日生まれ)である。
- (注4) 相続人等は、相続開始時において、全員が日本国籍を有しており、子B、夫B'及び孫E以外の相続人等は、日本国内に住所を有していた。
- (注5) 孫Cは、相続開始時において18歳(平成18年(2006年)10月10日生まれ)であり、令和6年12月に被相続人甲と配偶者乙との間で、適法に普通養子縁組をしており、その後離縁の手続きはしていない。

(注6) 孫Dは、13歳(平成24年(2012年)3月25日生まれ)であり、被相続人甲に係る相続について、適法に相続の放棄をしている。

3 被相続人甲の遺産等(財産の所在は、全て日本国内である。)に関して判明している事項は、次の(1)~(8)のとおりである。なお、被相続人甲は適法な手続により作成した公正証書遺言により、それぞれ(1)~(7)のとおり受遺者に財産を遺贈しており、受遺者はいずれも遺贈の放棄をしていない。

また、宅地及び建物は全て、借地権の設定に際し、その設定の対価として通常権利金その他の一時金を支払う取引慣行のある地域に所在しているものとし、借地権割合は50%、借家権割合は30%として計算するものとする。

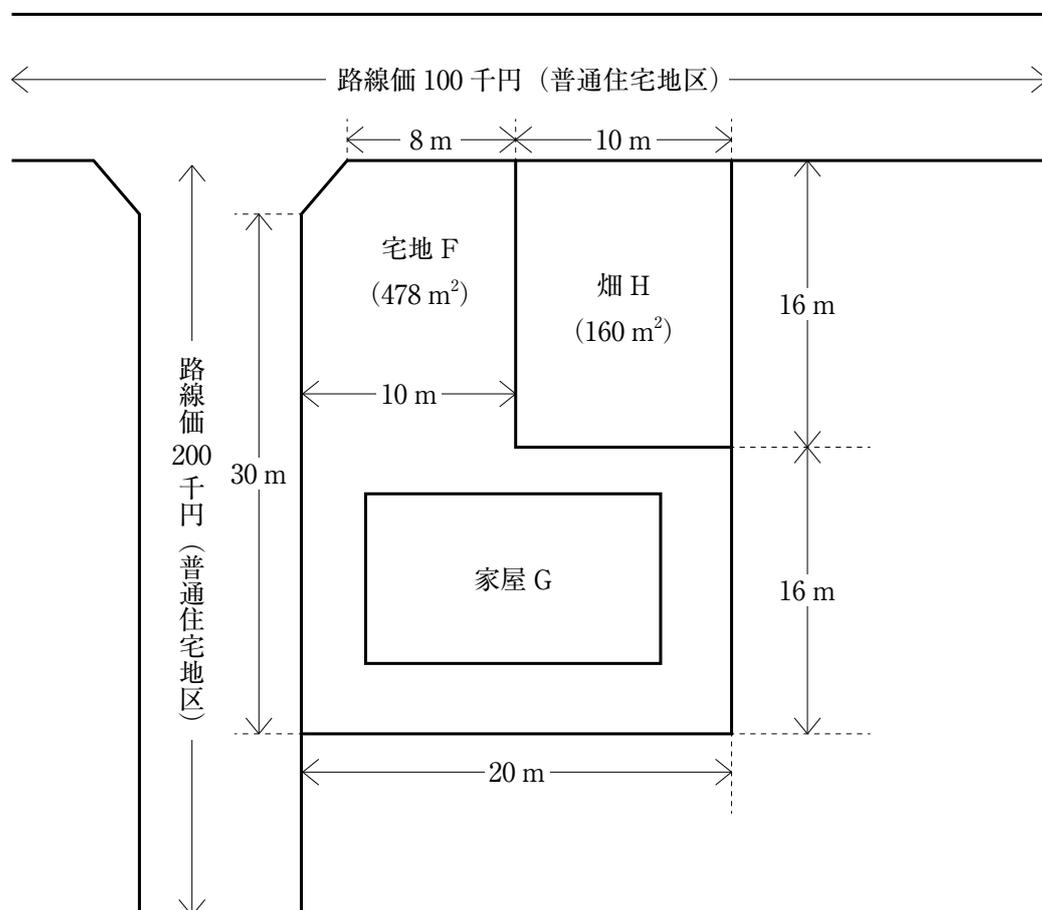
(1) 宅地F及び畑H(地積合計638 m^2)の被相続人甲の共有持分2分の1は、養子Cに遺贈する。

宅地F及び畑Hは三大都市圏にある路線価地域に所在し、その地形等は次のとおりである。

宅地Fは、家屋Gの敷地の用に供されている。

畑Hは、市街地農地であり、宅地に転用する場合に通常必要と認められる1 m^2 当たりの造成費相当額は11,000円である。

なお、養子Cは、相続税の申告期限まで引き続き宅地F及び畑Hの共有持分2分の1を所有している。



(2) 家屋Gの被相続人甲の共有持分2分の1は、養子Cに遺贈する。

家屋G(固定資産税評価額30,000,000円)は、上記(1)の宅地Fの上に存する建物であり、相続開始の直前において、被相続人甲、配偶者乙、妻A'、養子C及び孫Dの居住の用に供されていた。この家屋を取得した養子Cは、申告期限までは家屋Gに居住していたが、大学の入学に伴い借家で一人暮らしをすることとなり、申告期限後においては、家屋Gに居住していなかった。

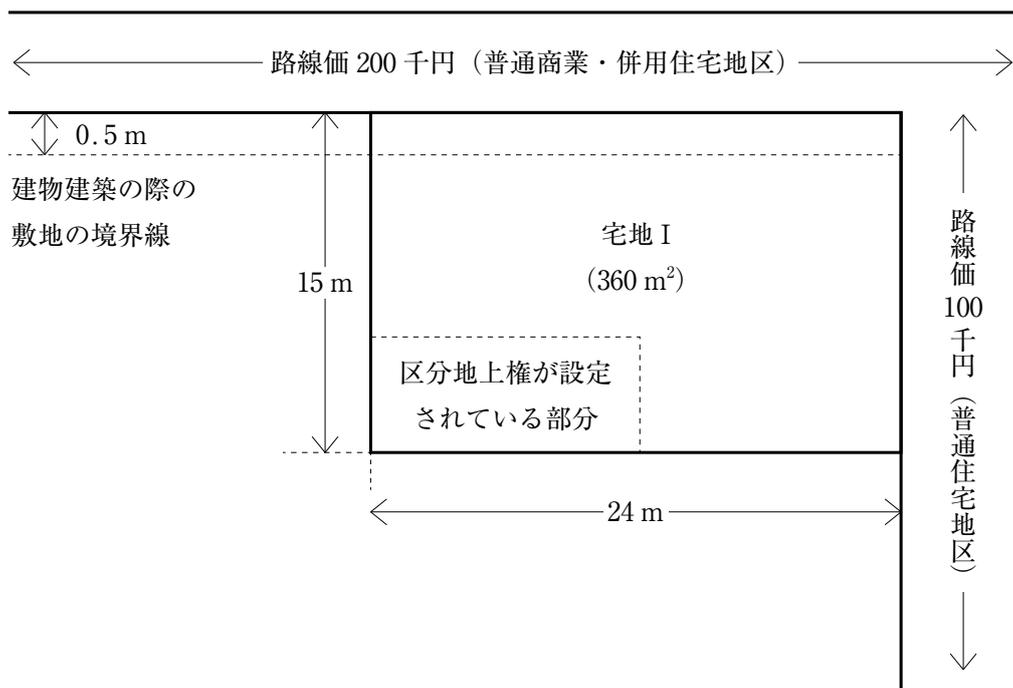
なお、被相続人甲は、令和7年2月に6,000,000円をかけて家屋Gを増築したが、家屋の固定資産税評価額が改定されていないため、この部分は家屋Gの固定資産税評価額30,000,000円には反映されていない。家屋Gと状況の類似した付近の家屋はなく、当該増築に係る部分の再建築価額は増築に要した価額と等しい。また、課税時期までの間における償却費相当額は100,000円である。

(3) 宅地I(360 m^2)は、配偶者乙に遺贈する。

宅地Iは、三大都市圏にある路線価地域に所在し、その地形等は次のとおりである。

宅地Iは、アスファルト舗装をして令和元年から被相続人甲の営む月極貸駐車場の敷地の用に供しており、配偶者乙は、相続開始後に駐車場業を引き継ぎ、相続税の申告期限まで引き続き所有し、その用に供している。

なお、宅地Iは、建築基準法第42条第2項に規定する道路に面しており、家屋の建築の際には同法の規定に基づき敷地の境界線を後退させなければならない。また、地積360 m^2 のうち50 m^2 には、丙市によって下水道管施設を目的として区分地上権が設定されている。



(4) 構築物は、配偶者乙に遺贈する。

構築物(アスファルト舗装)は、上記(3)の宅地 I の上に存するものであり、評価に必要な事項は次のとおりである。

イ 取得価額	5,000,000 円
ロ 課税時期においてその財産を新たに建築するために要する費用の額	5,900,000 円
ハ 課税時期においてその財産をその財産の現況により取得する場合の価額	4,800,000 円
ニ 取得の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額	1,700,000 円

(5) 株式会社 J 社(以下「J 社」という。)の株式 15,000 株は、子 B に遺贈する。

この株式の評価に当たり、必要な事項は次のとおりである。

- イ J 社(平成 7 年 7 月 1 日設立)は老人福祉・介護事業を営む会社で、その事業年度は 1 年であり、決算日は 3 月 31 日である。また、休業中及び清算中ではない。
- ロ J 社の発行済株式総数は、100,000 株(全て普通株式であり、議決権は 100 株につき 1 個である。また、自己株式はない。)である。また、J 社の資本金等の額(法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額をいう。)は 10,000,000 円であり、直前期末から課税時期までに、資本金等の額の増減は生じていない。
- ハ J 社の株式は「取引相場のない株式」であり、評価上の区分は「小会社」に該当する。なお、J 社は株式等保有特定会社及び土地保有特定会社のいずれにも該当しない。
- ニ 課税時期直前の株主構成は次のとおりである。

被相続人甲	15,000 株
配偶者乙	15,000 株
子 B	2,000 株
友人 K	40,000 株
その他少数株主	28,000 株

(注) 被相続人甲、友人 K 及びその他少数株主は、相互に同族関係者に該当しない。

- ホ 友人 K は J 社の代表取締役、被相続人甲及び子 B は取締役であり、相続税の申告期限までに新たに取締役に就任した者はいない。

- へ 課税時期における J 社の資産及び負債の額は次のとおりである。

	(帳簿価額)	(相続税評価額)
資産の額	100,850,000 円	150,750,000 円
負債の額	24,250,000 円	24,250,000 円

- ト J 社の類似業種比準価額を計算する際の業種目及び類似業種の株価等は次のとおりである。

- ① 業種目：医療、福祉
- ② 類似業種の株価等
 - A 類似業種の株価

令和6年平均	512円
令和7年7月	460円
令和7年6月	482円
令和7年5月	496円
課税時期の属する月以前2年間の平均	485円
B 類似業種の1株当たりの年配当金額	7.2円
C 類似業種の1株当たりの年利益金額	36円
D 類似業種の1株当たりの簿価純資産価額	300円
③ 比準割合の計算の基となるJ社の年配当金額等	
A J社の1株当たりの年配当金額	0円
B J社の1株当たりの年利益金額	32円
C J社の1株当たりの簿価純資産価額	375円

(6) 預貯金23,360,000円は、子Bに13,360,000円、孫Dに10,000,000円遺贈する。

(7) 一般動産のうち、自動車(売買実例価額679,000円)は、養子Cに遺贈する。

また、家庭用財産(時価1,000,000円)は、配偶者乙に遺贈する。なお、この中には、日常礼拝の用に供している仏壇300,000円が含まれている。

(8) 上記(1)～(7)の遺贈財産以外の被相続人甲の遺産(全て流動資産である。)は総額21,150,000円である。この遺産については、令和8年3月23日に共同相続人間で分割協議が行われ、全て配偶者乙が相続することとなった。なお、この中には、配偶者乙の名義の普通預金3,000,000円がある。この預金は、被相続人甲の収入から預け入れられたもので、被相続人甲が管理・運用していたものであり、過去に配偶者乙に対して贈与した事実はない。

4 相続開始時における被相続人甲に係る債務等は、次のとおりであり、全て配偶者乙が負担した。

(1) 未納公租公課 1,262,000円

なお、この中には、被相続人甲の令和7年分の準確定申告の所得税及び復興特別所得税(400,000円)とその延滞税(3,000円)が含まれている。

(2) 遺言執行費用 800,000円

5 被相続人甲の葬式及びその前後に要した費用は、次のとおりであり、それぞれ次に掲げる者が負担した。

(1) 死亡診断書発行に係る費用 10,000円 配偶者乙

(2) 通夜及び告別式の費用のうち 1,956,000円 配偶者乙

35,000 円 子 B
 35,000 円 養子 C
 30,000 円 孫 D

(3) 葬儀の際の寺院へのお布施(被相続人甲の職業、財産に照らして相当程度と認められる。)

500,000 円 配偶者乙

(4) 初七日法要の費用 200,000 円 配偶者乙

(5) 香典返戻費用 800,000 円 配偶者乙

なお、香典 1,500,000 円は、全て配偶者乙が受領した。

6 被相続人甲に関する生命保険契約は、次のとおりである。生命保険契約は、いずれも日本国内に本店のある生命保険会社との契約である。

なお、保険契約者、被保険者及び保険金受取人については、契約当初から変更された事実はない。

区分	L 生命保険契約	M 生命保険契約	N 生命保険契約
保険契約者	被相続人甲	被相続人甲	被相続人甲
被保険者	被相続人甲	子 B	被相続人甲
保険料負担者	被相続人甲 1/2 亡子 A 1/2	被相続人甲	被相続人甲
保険金受取人	孫 D	孫 E	養子 C
保険金額	20,000,000 円	10,000,000 円	年 1,000,000 円
支払済保険料	18,000,000 円	9,000,000 円	8,800,000 円

(注 1) L 生命保険契約の保険金額は契約上の死亡保険金額であり、保険料は全額前払いで支払っている。なお、亡子 A の相続の際に、被相続人甲は生命保険契約の権利を遺贈により取得したものとみなされているものとする。

(注 2) M 生命保険契約の保険料は、全額前払いで支払っており、相続開始時において、M 生命保険契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額は、2,500,000 円である。なお、この生命保険契約の契約者の地位は、遺言により孫 E が引き継ぐこととなった。

(注 3) N 生命保険契約の保険金額 1,000,000 円は、10 年間定期金により給付されるものの 1 年分の給付額である。

なお、相続開始時において解約した場合に支払われることとなる解約返戻金は 9,200,000 円であり、一時金の給付を受けるとした場合の一時金の額は 9,250,000 円である。また、予定利率による 10 年の複利年金現価率は、9.222 である。

【資料2】宅地の価額を求める場合における補正率等

1 奥行価格補正率表(抜粋)

イ 普通商業・併用住宅地区

8 m以上 10 m未満	0.97
10 m以上 12 m未満	0.99
12 m以上 32 m未満	1.00
32 m以上 36 m未満	0.97
36 m以上 40 m未満	0.95
40 m以上 44 m未満	0.93

ロ 普通住宅地区

8 m以上 10 m未満	0.97
10 m以上 24 m未満	1.00
24 m以上 28 m未満	0.97
28 m以上 32 m未満	0.95
32 m以上 36 m未満	0.93

2 側方路線影響加算率表(抜粋)

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区	0.03	0.02

3 不整形地補正率を算定する際の地積区分表(抜粋)

地区区分 \ 地積区分	A	B	C
普通住宅地区	500 m ² 未満	500 m ² 以上 750 m ² 未満	750 m ² 以上

4 不整形地補正率表(抜粋)

地区区分 \ 地積区分 かけ地割合	普通住宅地区		
	A	B	C
10 % 以上	0.98	0.99	0.99
15 % 以上	0.96	0.98	0.99
20 % 以上	0.94	0.97	0.98
25 % 以上	0.92	0.95	0.97

30 %以上	0.90	0.93	0.96
35 %以上	0.88	0.91	0.94
40 %以上	0.85	0.88	0.92
以下省略			

5 間口狭小補正率表(抜粋)

普通住宅地区

6 m以上 8 m未満	0.97
8 m以上	1.00

6 奥行長大補正率表(抜粋)

普通住宅地区

2 以上 3 未満	0.98
3 以上 4 未満	0.96
4 以上 5 未満	0.94

7 区分地上権の割合 30 %

【資料 3】 相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	税率 (%)	控除額	法定相続分に 応ずる取得金額	税率 (%)	控除額
10,000 千円以下	10	—	200,000 千円以下	40	17,000 千円
30,000 千円以下	15	500 千円	300,000 千円以下	45	27,000 千円
50,000 千円以下	20	2,000 千円	600,000 千円以下	50	42,000 千円
100,000 千円以下	30	7,000 千円	600,000 千円超	55	72,000 千円

問 2 (20 点)

次の【資料 I】～【資料 III】に基づき、受贈者(A、B、C 及び D)について、(1)被相続人 X (以下「X」という。)から生前に贈与により取得した財産に係る贈与税の課税価格(基礎控除及び相続時精算課税に係る贈与税の特別控除後の価額)及び(2)X の相続に係る相続税の課税価格に加算される財産の価額を、答案用紙の指示に従って、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、解答は、次の①及び②に掲げる指示に従って行うこと。

- ① 財産の評価に当たり適用する財産評価関係通達については、令和 7 年 4 月 4 日現在のもの(令和 7 年 4 月 5 日以降に改正があった場合には、改正前のもの)とする。
- ② 【資料 III】の贈与以外の贈与について考慮する必要はない。

【資料Ⅰ】 Xの状況

- (1) Xは、昭和22年(1947年)2月18日生まれで、令和9年(2027年)6月30日に死亡した。
- (2) Xは、日本国籍を有しており、日本国外に住所を有していたことはない。
- (3) Xの相続に係る相続税の課税価格の合計額は475,000,000円である。

【資料Ⅱ】 受贈者の状況

受贈者	生年月日	国籍	住所	Xからの相続又は遺贈による財産の取得
A(Xの子)	昭和50年(1975年)4月20日	日本	日本国外に住所を有していたことはない。	あり
B(Xの子)	昭和59年(1984年)11月7日			
C(Xの子)	昭和62年(1987年)5月12日			
D(Aの子)	平成12年(2000年)1月19日			なし

【資料Ⅲ】 贈与の状況

受贈者が、Xから生前に取得した財産等は次のとおりであり、贈与税の申告及び納付が必要なものについては適法に済ませている。

(1) Aが取得した財産

① 平成19年(2007年)12月22日に、Xから35,000,000円の住宅取得等資金の贈与を受け、相続税法第21条の9に規定する相続時精算課税選択届出書を適法に提出し、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例等(旧租税特別措置法第70条の3、第70条の3の2)の適用を受けた。

② 令和5年(2023年)5月20日に、Xから現金1,000,000円の貸し付けを受けた。なお、この貸付金に係る元利金の返済の約定はない。

③ 令和6年(2024年)6月16日に、XからE銀行に預けられている外貨普通預金の贈与を受けた。その内容は、次のとおりである。

- イ 預入金額 50,000ドル
 - ロ 贈与を受けた日の既経過利子の額 5ドル
- なお、当該既経過利子の額は少額なものに該当するものとする。
- ハ E銀行が公表する最終の為替相場
- 令和6年6月14日 対顧客直物電信買相場 1ドル149.02円
対顧客直物電信売相場 1ドル151.02円
- 令和6年6月15日 休日

令和6年6月16日 休日

令和6年6月17日 対顧客直物電信買相場 1ドル150.42円

対顧客直物電信売相場 1ドル152.42円

(2) Bが取得した財産

- ① 令和6年(2024年)1月17日に、Xから30,000,000円、Xの配偶者Y(以下「Y」という。)から10,000,000円の住宅取得等資金の贈与を受けて、同月中に省エネ等住宅以外の住宅用の家屋の取得に係る契約をし、令和7年(2025年)4月10日に当該家屋に居住することとなった。

なお、Bは、X及びYのいずれの贈与についても相続税法第21条の9に規定する相続時精算課税選択届出書を適法に提出している。

また、Bは、これらの贈与について租税特別措置法第70条の2に規定する住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の適用を受け、その非課税の金額については、Xからの贈与を優先的に充てることとする。

- ② 令和7年(2025年)2月20日に、XからFゴルフクラブ(以下「F」という。)の会員権(以下「F会員権」という。)1口の贈与を受けた。

Fの会員は、株主であり、かつ、預託金を預託しなければならない。F会員権については取引相場があり、Fの規約によれば、預託金は令和7年2月20日から3年2ヵ月後に返還を受けることができることとされている。評価に当たり参考となる事項は、次のとおりである。なお、取引価格には預託金の額が含まれていない。

イ	F会員権の預託金								10,000,000円
ロ	令和7年2月20日におけるF会員権の通常の取引価格								25,000,000円
ハ	XがF会員権を購入した価額								20,000,000円
ニ	基準年利率による複利現価率	3年	0.993	4年	0.990	5年	0.988		
ホ	基準年利率による複利年金現価率	3年	2.985	4年	3.975	5年	4.963		
ヘ	基準年利率による年賦償還率	3年	0.335	4年	0.252	5年	0.202		

(3) Cが取得した財産

- ① 平成28年(2016年)12月1日に、CはG信託銀行(以下「G」という。)で教育資金口座の開設を行い、Xを委託者とする信託受益権10,000,000円を取得し、租税特別措置法第70条の2の2第2項第3号に規定する教育資金非課税申告書を適法に提出した。平成27年分のCの所得税に係る合計所得金額は6,200,000円である。

なお、Cは、平成29年(2017年)の誕生日において、学校教育法で定められた学校(以下「学校」という。)に在籍し、これに該当する旨の届出をしており、それ以降についても、Gに対し学校に在籍している旨を適法に届け出ている。また、令和9年(2027年)の誕生日にお

いても学校に在籍しており、同日における、Gにより教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額は7,800,000円である。

- ② 令和5年(2023年)1月28日に、Xの銀行借入金25,000,000円を引き受けることを条件に、XからH社の株式10,000株の贈与を受けた。

この株式は、日本証券業協会の内規によって店頭管理銘柄として指定されているものであり、株価の状況は、次のとおりである。

イ 令和5年1月28日の取引価格	高値 2,850円
	安値 2,790円
ロ 令和5年1月の毎日の取引価格の月平均額	2,780円
ハ 令和4年12月の毎日の取引価格の月平均額	2,810円
ニ 令和4年11月の毎日の取引価格の月平均額	2,775円

- ③ 令和6年(2024年)1月25日に、Xが区分所有している居住用の分譲マンション(以下「I」という。)の一室(以下「J」という。)に係る区分所有権及び敷地利用権の贈与を受けた。評価に当たり必要な事項は、次のとおりである。

イ 令和6年度のJの固定資産税評価額	13,000,000円
ロ 築年数	23年
ハ 総階数	14階(地階はない。)
ニ 所在階	10階
ホ 専有部分の面積	114.40 m ²
へ 同日におけるIの敷地全体の自用地評価額	668,000,000円
ト Iの敷地全体の面積	574.24 m ²
チ Jに係る敷地権の割合	282,000分の11,280

(4) Dが取得した財産

- ① 令和7年(2025年)8月3日に、Xから上場株式K(贈与時の時価2,000,000円、相続開始時の時価2,100,000円)の贈与を受けた。

- ② 令和8年(2026年)9月20日に、Xから7,000,000円の贈与を受けた。当該贈与について、Dは贈与日にL銀行(以下「L」という。)で結婚・子育て資金口座の開設を行い、租税特別措置法第70条の2の3第2項第3号に規定する結婚・子育て資金非課税申告書を適法に提出した。令和7年分のDの所得税に係る合計所得金額は4,800,000円である。

なお、Lにより結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の令和9年6月30日における合計額は4,800,000円である。

